

令和6年2月28日 5 輸国第 4436 号
令和6年10月7日 6 輸国第 2219 号
令和7年10月1日 7 輸国第 2364 号

改正

フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議設置要領

第1 趣旨

今後、一層の輸出拡大を図っていくためには、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を見える化し、海外バイヤー等とのマッチング等を通じてその商流の拡大を図っていくとともに、これから輸出に取り組もうとする産地に対する手本として、こうした産地の取組を横展開し、輸出産地の形成を促進していくことが重要である。また、輸出産地の形成を進めていく上で輸出産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援を講じていくことが必要である。

こうした課題を踏まえ、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定し、公表していくため、フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議を設置する。

第2 検討事項

- 1 フラッグシップ輸出産地の選定基準の策定
 - ・農産物、畜産物、林産物、水産物の品目ごとの実態等を踏まえ、フラッグシップ輸出産地の選定基準を策定する。
- 2 フラッグシップ輸出産地の選定
 - ・候補者の中から、選定基準に基づき評価を行い、フラッグシップ輸出産地を選定する。
- 3 フラッグシップ輸出産地に対する施策の検討
 - ・フラッグシップ輸出産地に対する施策など、輸出産地の成長段階に応じた施策を検討する。

第3 構成員及び事務局

- 1 有識者会議の委員及びオブザーバーは別紙1のとおりとし、委員のうちから座長を選任する。なお、委員及びオブザーバーについては、適宜追加等できるものとする。
- 2 有識者会議には、必要に応じて分科会を設置することができるものとする。
- 3 分科会の構成員は、別紙2のとおりとする。なお、構成員については、適宜追加等できるものとする。

4 有識者会議の事務局を輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室（GFP 事務局）に置く。

第4 その他

この設置要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。

附 則

この改正は 令和6年10月7日から施行する。

この改正は 令和7年10月1日から施行する。

別紙1

フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議委員名簿

菱沼 義久	一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 会長
細田 浩之	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会 専務理事
川島 俊郎	一般社団法人日本畜産物輸出促進協会 専務理事
鈴木 貞美	公益社団法人日本茶業中央会 専務理事
佐々木 北斗	一般社団法人全国花き輸出拡大協議会 理事
吉野 示右	一般社団法人日本木材輸出振興協会 専務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事
西浦 克	独立行政法人日本貿易振興機構 農林水産食品部 次長
中山 勇	日本食品海外プロモーションセンター 執行役
紺野 和成	公益社団法人日本農業法人協会 専務理事
原川 竜也	全国農業協同組合連合会 輸出対策部 部長
渡辺 和博	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 執行役員
田丸 玲奈	株式会社エービーシースタイル 取締役社長
小野 晋	一般社団法人東北経済連合会 事務局参与
加藤 孝治	日本大学大学院 総合社会情報研究科 教授
杉本 一郎	株式会社時事通信社 特別参与 一般社団法人日本ファームステイ協会 幹事長

(順不同・敬称略)

【オブザーバー】

農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室

農産局果樹・茶グループ

農産局地域作物課

農産局農産政策部企画課米穀貿易企画室

畜産局食肉鶏卵課

畜産局牛乳乳製品課

水産庁漁政部加工流通課水産貿易対策室

林野庁経営課特用林産対策室

林野庁木材利用課木材貿易対策室

別紙2

フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議
林産物・水産物分科会委員名簿

(林産物)

吉野 示右	一般社団法人日本木材輸出振興協会 専務理事
田口 護	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
森田 一行	日本特用林産振興会 専務理事
岩村 真平	一般社団法人全国燃料協会 専務理事

(水産物)

三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
相馬 英人	全国水産加工業協同組合連合会 参事
野村 一郎	一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会 会長
小林 良廣	一般社団法人全国養殖魚輸出促進協議会 事務局長
田坂 行男	一般社団法人日本真珠振興会 専務理事
瀬沼 務	一般社団法人全日本錦鯉振興会 事務局長

(順不同・敬称略)